

# 生活必需品の給与・貸与

住宅が全壊、全焼、半壊又は半焼により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して行うものです。

## 【対象品目】

- ① 被服
- ② 寝具
- ③ 衛生用品
- ④ 台所用品
- ⑤ 掃除・洗濯用品
- ⑥ 防寒対策に使用する電気ストーブ

## 【認められない品目】

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オーブンレンジ等の家電製品

## 【費用の限度額】

冬季	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上の加算額
全壊	31,800 円	41,100 円	57,200 円	66,900 円	84,300 円	1人につき 11,600 円
大規模半壊 中規模半壊 半壊	10,100 円	13,200 円	18,800 円	22,300 円	28,100 円	1人につき 3,700 円

### 留意事項

- ・支給品は、世帯人数により上記基準額の範囲内までの申請となります。（見舞品ではないため、全ての品目給与又は貸与する訳ではありません。）
- ・申請窓口は、富山県 HP をご確認ください。
- ・手続には、申請書のほかに、り災証明書、身分証明書等が必要になります。
- ・現金を給付する制度ではありません。現物を給与・貸与することになりますので、お届け先を確認します。